

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第26号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税吏員の委任等)</p> <p><b>第3条</b> 徴税吏員の職務は、次に掲げる者のうちから別に指定する者に委任する。</p> <p>(1) <u>経営管理部税務課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収金の補償の申請)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><u>(収納の事務の委託基準)</u></p> <p><b>第6条の2</b> <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>普通地方公共団体の公金又は電気料金、上下水道料金、ガス料金、電信電話料金等の収納事務を受託した実績があること。</u></p> <p>(2) <u>委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</u></p> <p>(3) <u>知事が別に定めるところにより、収納した現金を遅滞なく払い込むことができ、かつ、その収納状況を電磁的記録によつて記録し、電磁的方法をもつて報告することができる技術的基礎を有していること。</u></p> <p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>(免税軽油使用者証の有効期間)</p> <p><b>第43条</b> 令第43条の15第4項（<u>令附則第10条の2の2第8項</u>において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める期間は、3年とす</p>	<p>(徴税吏員の委任等)</p> <p><b>第3条</b> 徴税吏員の職務は、次に掲げる者のうちから別に指定する者に委任する。</p> <p>(1) <u>財務部税務課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(徴収金の補償の申請)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(徴収金の納付又は納入の方法)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>(免税軽油使用者証の有効期間)</p> <p><b>第43条</b> 令第43条の15第4項（<u>令附則第10条の2の2第9項</u>において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める期間は、3年とす</p>

る。

(文書の様式)

**第71条** 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。

(略)	
18 法第11条第1項(法第16条の5第4項、第19条の7第3項、 <u>第55条の2第3項、第55条の4第3項</u> 、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、 <u>第72条の39の4第3項</u> 、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の通知書	(略)
19 法第11条第2項(法第16条の5第4項、第19条の7第3項、第55条の2第3項、 <u>第55条の4第3項</u> 、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、 <u>第72条の39の4第3項</u> 、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の催告書	(略)
(略)	
30 法第15条の2の2第1項(法第15条の5の2第3項、第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、 <u>第55条の4第3項</u> 、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、	(略)

る。

(文書の様式)

**第71条** 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。

(略)	
18 法第11条第1項(法第16条の5第4項、第19条の7第3項、第55条の2第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の通知書	(略)
19 法第11条第2項(法第16条の5第4項、第19条の7第3項、第55条の2第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の催告書	(略)
(略)	
30 法第15条の2の2第1項(法第15条の5の2第3項、第15条の6の2第3項、第55条の2第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の57の2第3	(略)

<p>第72条の39の4第3項、第72条の57の2第3項、<u>第73条の25第3項</u>、第144条の29第2項又は第164条第5項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知</p>		<p>項、<u>第73条の25第2項</u>、第144条の29第2項又は第164条第5項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知</p>	
(略)		(略)	
<p>32 法第15条の2の2第2項(法第15条の6の2第3項、<u>第55条の2第3項</u>、<u>第55条の4第3項</u>、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、<u>第72条の39の4第3項</u>、<u>第72条の57の2第3項</u>、<u>第73条の25第3項</u>、第144条の29第2項又は第164条第5項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知</p>	(略)	<p>32 法第15条の2の2第2項(法第15条の6の2第3項、<u>第55条の2第3項</u>、<u>第55条の4第3項</u>、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、<u>第72条の57の2第3項</u>、<u>第73条の25第2項</u>、第144条の29第2項又は第164条第5項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知</p>	(略)
<p>33 法第15条の2の3第2項(法第55条の2第3項、<u>第55条の4第3項</u>、第72条の39の2第3項、<u>第72条の39の4第3項</u>、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請</p>	(略)	<p>33 法第15条の2の3第2項(法第55条の2第3項、第72条の39の2第3項、第72条の57の2第3項又は第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請</p>	(略)
(略)		(略)	
<p>35 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項、第15条の6の3第2項、<u>第55条の2第4項</u>、<u>第55条の4第4項</u>、第72条の38の2第12項、第72</p>	(略)	<p>35 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項、第15条の6の3第2項、<u>第55条の2第4項</u>、<u>第55条の4第4項</u>、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第4項、</p>	(略)

条の39の2第4項、 <u>第72条の39の4第4項</u> 、 <u>第72条の57の2第4項</u> 、 <u>第73条の26第2項</u> 、 <u>第144条の29第2項</u> 又は <u>第164条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定による通知	
(略)	
41 <u>法第16条の2第3項</u> (法第55条の2第3項、 <u>第55条の4第3項</u> 、 <u>第72条の38の2第12項</u> 、 <u>第72条の39の2第3項</u> 、 <u>第72条の39の4第3項</u> 、 <u>第72条の57の2第3項</u> 又は <u>第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定により再委託する場合の納付書又は納入書	(略)
(略)	
106 <u>法第11条の9第3項</u> の規定による申告	(略)
(略)	
125 <u>令第43条の15第6項</u> (令附則 <u>第10条の2の2第8項</u> において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は <u>令第43条の15第11項</u> (令附則 <u>第10条の2の2第8項</u> において準用する場合を含む。)において準用する <u>令第43条の15第6項</u> の規定による返納	(略)
(略)	

附 則

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

5 条例附則第33項に規定する規則で定める放

第72条の57の2第4項、 <u>第73条の26第2項</u> 、 <u>第144条の29第2項</u> 又は <u>第164条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定による通知	
(略)	
41 <u>法第16条の2第3項</u> (法第55条の2第3項、 <u>第72条の38の2第12項</u> 、 <u>第72条の39の2第3項</u> 、 <u>第72条の57の2第3項</u> 又は <u>第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定により再委託する場合の納付書又は納入書	(略)
(略)	
106 <u>法第11条の10第3項</u> の規定による申告	(略)
(略)	
125 <u>令第43条の15第6項</u> (令附則 <u>第10条の2の2第9項</u> において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は <u>令第43条の15第11項</u> (令附則 <u>第10条の2の2第9項</u> において準用する場合を含む。)において準用する <u>令第43条の15第6項</u> の規定による返納	(略)
(略)	

附 則

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

5 条例附則第34項に規定する規則で定める放

棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
様式第28号（表）を次のように改める。

(表)

法人県民税・加算金更正決定通知書  
特別法人事業税  
地方法人特別税

申告書提出期限 年月日  
申告書提出年月日 年月日  
修正申告書提出年月日 年月日  
法人税の更正(決定)通知年月日 年月日  
更正の請求年月日 年月日

年月日

所在地  
名称

様

財務事務所長 印

地方税法第55条第 項、第72条の39第 項、第72条の41第 項、第72条の41の2第 項、第72条の46第 項及び第72条の47第 項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は地方税法等の一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)により法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税及び加算金を次のとおり更正・決定したので

Table with columns: 事業年度(区), 課税標準額(円), 税率, 税額(円). Rows include 所得割, 付加価値割, 資本割, 収入割, 合計, 差引増減額.

Table with columns: 区分, 課税標準額(円), 税率, 税額(円). Rows include 特又は別地方法人事業別, 更正・決定額, 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額, 差引増減額.

Table with columns: 区分, 課税標準額(円), 税率, 税額(円). Rows include 法人県民税, 更正・決定額, 既に納付の確定した税額, 差引増減額.

Table with columns: 区分, 対象となる税額(円), 率, 加算金額(円). Rows include 加算金, 更正・決定による加算金額, 既に確定した加算金額, 差引増減額.

Table with columns: 更正・決定の理由, 対象となる税額(円), 率, 加算金額(円). Rows include 地方税法第72条の46第1項ただし書該当, 地方税法第72条の46第6項該当, 地方税法第72条の47第4項該当, 地方税法施行令第33条の4該当金額, 地方税法施行令第34条該当金額.

この処分不服がある場合は、この文書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく、この処分を行つた財務事務所長を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取つた日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第48号中「3センチメートル」を「2.5センチメートル」に改める。

様式第197号中「第11条の9第3項」を「第11条の10第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の2を削る改正、第71条の表の改正（125の項に係る部分を除く。）及び附則第5項の改正並びに様式第28号（表）及び様式第197号の改正規定は、公布の日から施行する。